

光創起イノベーション研究拠点運営協議会規則

光創起イノベーション研究拠点運営協議会

2014年11月11日

2021年2月22日 改訂

2023年4月1日 改訂

(趣旨)

第1条 この規則は光創起イノベーション研究拠点運営協議会（以下「運営協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営協議会は、光創起イノベーション研究拠点、および静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟（以下「光創起研究棟」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 光創起イノベーション研究拠点の運営のための基本方針に関すること。
- (2) 光創起研究棟を利用する研究プロジェクトの選定、利用期間、利用区分等に関すること。
- (3) 光創起研究棟の設備、建物の運用に関すること。
- (4) その他、光創起研究棟の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人静岡大学学長
- (2) 国立大学法人浜松医科大学学長
- (3) 学校法人光産業創成大学院大学学長
- (4) 浜松ホトニクス株式会社社長若しくは会長
- (5) その他協議会が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 運営協議会に議長を置き、前条の委員の互選をもって充てる。

- 2 議長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営協議会は、全委員ないしその代理者が出席しなければ開くことができない。

2 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営協議会ワーキング)

第6条 光創起イノベーション研究拠点運営協議会の下に運営協議会ワーキング以下（「運営協議会WG」という。）を設置する。

- 1 運営協議会WGは、静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス株式会社の各1名以上の委員で構成する。
- 2 運営協議会WGに拠点長を置き、運営協議会WG委員の互選をもって充てる。光創起イノベーション研究拠点の運営協議会WGを開催し、運営協議会への報告を取りまとめる。

- 3 運営協議会WGは、光創起イノベーション研究拠点運営協議会を補佐する。
- 4 運営協議会WGは、実施計画書および活動状況報告書の作成、研究成果の事業化および知財関係等調整、研究業績等の広報および外部発表を把握し運営協議会委員に報告する。

(建物管理)

第7条 光創起研究棟の建物管理は、静岡大学が行う。

(事務局)

第8条 運営協議会の庶務は、光創起イノベーション研究拠点事務局が所掌する。

- 1 光創起イノベーション研究拠点事務局に事務局を統括する事務局長を置く。

附 則

この規則は、平成26年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。